

正 会 員 各位

(一社) 全国ＬＰガス協会

国の審議会における資料等について（お知らせ）

標記審議会が下記のとおり開催され、同省のホームページにその資料が掲載されましたので、お知らせいたします。

なお、誠に恐縮ではございますが、本資料につきましては容量が大きいことから添付しておりませんので、下記ホームページよりご確認くださいませようよろしくお願いいたします。

記

○総合資源エネルギー調査会 資源・燃料分科会(第４８回)

: 令和８年８月２４日(月)開催

https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/shigen_nenryo/048.html

〔主な概要等〕

資源エネルギー庁において、中東情勢における日本の資源・燃料政策の方向性について議論が行われました。

ＬＰガスについては、商慣行是正に向けた取り組み状況、燃料転換や、化石燃料によらないグリーンＬＰガスの社会実装を目指した技術開発を進めることが示されました。

当協会より、オブザーバーとして村田専務理事が出席し、以下の発言を行いました。

【村田オブザーバー主な発言】

エネルギー政策更新の方向性に賛同する。日本のＬＰガスは中東依存度が低く、今回の中東情勢による量的影響は限定的である。一方で、原油市場の逼迫に伴う価格上昇やナフサ供給懸念により、容器塗装材の不足など副次的影響が生じている。

こうした状況下で、原油及び石油製品の流通円滑化を図る政策措置は有意義と評価している。ＬＰガスは地政学リスクが低く、災害に強いエネルギーとして高く評価されているため、「エネルギー基本計画」の方針にもＬＰガスの重要性が明記されている。業界としてこれを追い風と捉え、ＧＨＰをはじめとした需要の拡大に積極的に取り組みを進める方針である。

一方、「令和８年熊本地震」における商業施設での爆発事故については、原因が調査中であるにもかかわらず、一部ではＬＰガス起因との推測がある。なお、過去の大震災ではＬＰガスによる爆発事故は発生しておらず、業界として

は今回の事案を重く受け止めつつも、ＬＰガスが危険という誤った印象が広がらないか懸念している。ＬＰガスは適切な保安管理のもとで使用すれば安全性は確保されており、国民生活・産業を支える重要なインフラとしての役割を今後とも果たしていく。

**○産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 液化石油ガス小委員会
非公開(第 22 回) : 令和 8 年 9 月 8 日(火)開催**

https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/hoan_shohi/ekika_sekiyu/022.html

【主な概要等】

経済産業省において、令和 8 年熊本地震に伴い商業施設での爆発事故が発生したことを受け、本委員会が開催されました。

委員会では、爆発事故の概要及びこれまでに実施された主な原因調査と対応について事務局から説明が行われ、その後、委員及びオブザーバーから意見交換が実施されました。

なお、今回の小委員会は非公開で開催され、全Ｌ協からは村田専務がオブザーバーとして出席いたしました。

**○総合資源エネルギー調査会 資源・燃料分科会 石油・天然ガス小委員会
液化石油ガス流通ワーキンググループ(第 1 4 回) : 令和 8 年 9 月 1 4 日**

https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/shigen_nenryo/sekiyu_gas/ekika_sekiyu/014.html

【主な概要等】

資源エネルギー庁において、改正省令の基準明確化について議論が行われました。

「不透明な料金改定」への対応や「残存価額の請求及び付合に関する最高裁判決の対応」及び「改正省令の適用を受ける契約の承継・変更」を論点に、「正常な商慣習」の水準(案)とＬＰガス事業者の切替の制限に係る整理について議論が行われ、今後の議論の方向性を確認しました。

当協会より、委員として高橋流通委員会委員長が、オブザーバーとして村田専務理事が出席し、以下の発言を行いました。

【高橋委員および村田オブザーバーの主な発言】

1. 高橋委員

ＬＰガス事業者として商売を行う以上、消費者の目線や考え方に立つことが第一であり、消費者の納得が得られなければ業界の将来もない。

一部ＬＰガス事業者による契約後の「売り込み価格からの値上げ問題」は非常に深刻であり、同じ地域や会社で単価に約 2 倍 3 倍の開きがあるのは問題である。経済産業省通報フォーム等の有効活用による個別指導や都道府県庁との連携徹底をお願いしたい。

提示された数値基準（利益供与の上限等）について、理想は「ゼロ」であるとしつつも、現実的な市場のアンバランスや混乱を是正するための過渡期における段階的なガイドライン・通過点として理解している。

理想論だけでなく、市況や経済原則の現実を見た運用・見直しが必要である。

契約期間について、消費者の切替えを阻害する形での期間拘束には基本的には反対の立場である。

一部の大手ＬＰガス事業者の行き過ぎた営業手法が問題になっており、業界の自主的な是正努力を推進していきたい。

2. 村田オブザーバー

「利益供与一切禁止」が理想ではあるが、他のエネルギーとの競争や顧客の引き留めの観点で現状は難しい。利益供与は「どこまでがセーフでどこからがアウトか」の線引き（基準）が不明確なことが混乱の一因になっている。

悪質な過剰利益供与を確実に取り締まるためには、過渡的な措置であっても具体的な金額・基準を明示し、まずは明確な線を引くことが実効的・現実的である。

消費者が中途解約する際に、不当・高額な違約金の負担が生じない仕組みが担保されていれば、一定の契約期間設定自体は合理的であると判断できる。いずれにしても明確なルール整備が必要である。また、「最高裁判決で消費配管の付合による所有権について考え方を示されたことを踏まえ、通達等に反映させる」とあるが、液石法上と解釈が異なり、ＬＰガス事業者が混乱することも予想される。省令改正か、通達で対応するか適切に判断願いたい。

以 上

発信手段：Ｅメール

担当：保安・業務グループ 岩田、今市